

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第2回）議事概要

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会庶務）

1 日時

平成15年9月16日（月）午後1時30分

2 場所

札幌高等裁判所第1中会議室

3 出席者

（委員）大久保慶一，門野博，長井敬子，中村仁，吉田克己（敬称略）

（庶務）矢野総務課長，須田総務課課長補佐

（説明者）河合事務局長

4 議題

(1) 再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

ア 情報収集を依頼する庁会の範囲

イ 依頼文書の文案

ウ 情報の受付期間

(2) 庶務に寄せられた情報の取扱いについて

ア 各委員への閲覧の時期と方法

イ 調査を要する場合の対応

(3) 地域委員会議事要旨について

(4) 次回の予定について

5 協議結果

別紙のとおり

6 次回開催予定

平成15年11月4日（火）午後1時30分

(別紙)

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会第2回協議結果

平成15年9月16日

(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

1 第4回指名諮問委員会の協議結果報告及び当地域委員会に対する指示について

庶務から第4回指名諮問委員会の協議結果の報告及び当地域委員会に対する指示についての説明がなされた。

2 再任(判事任命)候補者に関する情報収集の在り方について

(1) 情報を収集する庁会の範囲

各候補者について指名の適否に関する特段の情報を収集するにあたって、情報提供を依頼する先をどこにするかという問題があるが、依頼先については中央の委員会の決定に従い、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁、弁護士会ということとしたい。当地域委員会としては今回の候補者について具体的に言えば、高裁所属の裁判官については札幌高等検察庁と北海道弁護士会連合会に、地裁所属の裁判官については対応する地方検察庁と弁護士会に周知依頼することとしたい。

私としては、地家裁判事補については北海道内のすべての弁護士会及び地方検察庁に対し周知依頼を行うべきであると考えている。

なぜなら、地家裁の判事補が審理する事件の当事者、訴訟関係人及び代理人となった弁護士は当該地裁管内地域に所在するとは限らないからである。従って、少なくとも道内四会庁に対し周知依頼を行い資料を収集すべきである。

周知依頼先については、中央の指名諮問委員会の決定どおりに行う必要があるし、仙台の地域委員会でも東北6県の弁護士会に周知依頼すべきではないかとの議論がなされ、中央の委員会で協議した結果、所属庁に対応する弁護士会だけで足りるとされた点も考慮すると、当地域委員会としても周知依頼先は提案のとおりとせざるを得ない。

周知依頼については、周知依頼をどこに出すかという問題と、周知依頼を受けた機関が、その周知依頼を他の機関、あるいは個人に依頼することが許されるかという問題がある。

周知依頼先をどこにするかについては、更に議論を継続する必要がある。また後の方の問題は別次元の問題であり周知依頼を受けた弁護士会が北海道内の他の弁護士会に周知依頼を行うことは何ら問題がないと考える。

周知依頼は、それぞれの機関に対して、所属する検察官なり弁護士に情報を提供するように周知していただきたいという内容であるので、依頼された

機関がさらに他の機関に依頼することまでは予定していない。また、中央の委員会でこのように限定したのは、この範囲が適切であり、それ以上広げることは適切ではないという判断もあってのことであろう。また、裁判官を萎縮させるようなこともあってはならないということも考える必要がある。

周知依頼先を現任庁に対応する検察庁、弁護士会に限った理由が、一番情報があるところに依頼するんだということであれば、これは情報収集方法の省力化ということで考えられるが、そうであれば弁護士会が弁護士会として更に他の弁護士会に依頼をすることは問題ないと思われる。それに対して、候補者のプライバシーの問題があるからだということであれば、あまり広げない方がいいという判断になる。

依頼の趣旨からすると、依頼を受けた弁護士会が他の弁護士会に更に依頼をするというのは許されないのではないかと思われるし、北海道内の弁護士会に依頼することができるとした場合、それを更に広げていけば全国津々浦々から情報を集めるということになってしまい、これは情報収集を地域委員会に委ねた趣旨に反することになる。

また、重点審議者ではない再任候補者ということから考えても、情報収集する範囲をそれほど広くする必要はない。

周知依頼をした弁護士会が機関として何らかの行動をとるという問題と、周知を受けた弁護士個人の行動の問題の二つを考える必要がある。

個人が受けた情報を他の知り合いの弁護士に知らせることができないということにはならないと思われるが、個人ができることを機関ができないということも難しいのではないか。

機関として、更に他の機関に情報の提供を求めるということと、情報の提供を求める過程で、情報を提供しようとする個人から他の個人に情報が流れるというのは違うのではないかと思われる。個人から個人に情報が流れた結果、周知を依頼していない弁護士会に所属する弁護士から情報が提供された場合にはこれを排斥することにはならないであろう。

情報伝達のルートとして、個人から広がるのはかまわないが、機関が広めるのはいけないということになると、周知依頼を受けた弁護士会としては措置に窮することになると思われる。

情報を提供して欲しいということが広まることを防ぐことはできないということであれば理解できる。いずれにしる、地域委員会で明確な結論を出すことはできないと思われるので、指名諮問委員会の意見を聴くこととしたい。

北海道の地域性から、札幌に弁護士が集中しているので、例えば旭川の弁護士会に情報提供を求めても旭川の弁護士では分からない場合があるか

も知れない。そのような場合には、旭川の弁護士会だけではなく札幌の弁護士会にも周知依頼したほうがいいのではないか。

検察庁と弁護士会では機関として違いがあるので、同列で議論する必要はない。弁護士会については北海道の特殊性から周知依頼をする先をどうするかという議論をすることは必要であり、そのことに関して中央の意見を聴くというのは意味があると思う。また、弁護士が札幌に集中しているという点についても、自分の勤務経験からも、札幌以外の地域で札幌の弁護士がたくさん仕事をしているという気はしている。

情報提供者を絞るのであれば、その情報提供者の所属する機関以外に周知依頼のあったことを流してはいけないということになるが、情報提供者の範囲が必ずしも限定されないのであれば、周知依頼のあったことを流す範囲も自ずから限定すべきということではなくなってくる。そうなってくると、情報を流す主体が個人であればよくて機関であればいけないというのは難しいと思う。機関として周知依頼のあったことを流す範囲をどこまでにするかというのは、その機関の判断になると思う。

北海道の特殊性というよりも、周知依頼を受けた弁護士会が他の弁護士会に周知を依頼すること自体何ら相当性を欠くものではないという問題だと思ふ。

北海道の特殊性というのが二種類議論されていると思われる。北海道全体で見たときの特殊性と、札幌の弁護士が他の地域でも多く活動しているという特殊性という二つが。

委員と委員の意見は少し違うということでもいいのではないか。この二つの観点から周知依頼の取扱いについて中央に照会することとしたいが、時間的に余裕がないので、とりあえず、周知依頼先は提案のとおりとしていいか。

全員 異議なし

中央の委員会に照会するということであるが、弁護士会として照会を求めるものではないし、また、照会の結果については、弁護士会が拘束されるということにはならないのであらかじめ申し上げておきたい。

(2) 依頼文書の文案と受付期間

周知依頼文書の内容については、配布した文案のとおりとしたい。また、情報を取りまとめて指名諮問委員会に報告する期限が11月14日であることから逆算して、次回の期日を11月4日と予定しているが、情報提供に必要な期間と情報の整理に必要な期間を勘案して、情報の受付期間を約一月間となるよう10月20日を期限としたい。

文案では、個人から高裁総務課長宛てに情報を出すとなっているが、弁

護士会に集まったものは、弁護士会でまとめて地域委員会の庶務に提出することとしたい。弁護士が情報を提供する場合、弁護士会に書面を提出する機会が多いからである。

組織として情報を集めると形はとらないということで中央でも議論がされているし、周知依頼としては、情報を記載した書面を直接庶務に持ってきてもらうか、郵送するかということ想定している。

そうすると、例えば弁護士会に集まったものについては、又本人に返して出し直してもらう必要があるということか。

そこまで手間をかける必要はないのではないか。弁護士会に提出された書面をそのまま弁護士会の事務の方が地域委員会の庶務に持参するというのであれば、構わないのではないか。ただし、弁護士会で積極的に弁護士会に提出してくださいというのは問題がある。

弁護士会でアンケートを行うことがあるが、その場合は弁護士会でアンケート結果を取りまとめて提出することになる。

アンケートを実施することを止めることはできないと思うが、裁判官がアンケートの結果に気を使って、裁判官として自由に職務を行えなくなるようなことのないようにしていただく必要がある。

前回の議事の中に委員の発言として、「ユーザーの評価は量と匿名性が確保されて客観性が出てくる」とあるが、匿名である方が正しい情報が集まるということになるのか。

学生のアンケートなどでは、名前を書くものと匿名で集めるものとあるが、匿名の方が本音が出る。また、少数だと特定の見方に左右され、客観性がないだろうということになる。

今回地域委員会が依頼して提供してもらう情報には所属と名前をはっきり書くことになっているが、今後、裁判所に裁判官に関する外部からの意見を収集する窓口ができるということであり、そこに提出される情報は匿名で、ある程度の量が確保されると考えられるので、この二方式の情報のバランスがとれればよいと思う。指名諮問委員会が設置されたのは、新聞で問題になる裁判官の出現を防止するののも一つの目的ではないかと思うが、まずは設置されただけでも大きな進歩であり、これから徐々に築いていくということで、今後に期待したい。

文案についてであるが、下から3行目に「直接」という言葉が入っているが、各個人で署名までして出す文書なので、当の本人が直接持って行かなければならないというのはいかがなものか。この「直接」を削除した方がいいのではないか。

その方が親しまれていいのではないか。

取った方がいいのではないか。

「直接」という言葉を削除し、それ以外は文案のとおりとすることによるしいか。

全員 異議なし

周知依頼を行うべき対象に前回委員会でも出された民事調停協会，家事調停協会及び司法書士会を加えるべきである。また，判事任命候補者について任地を記載したのみの経歴書しか資料として提供されていないため人物像がわからないし，外部資料と対比する必要があるため候補者全員につき面接の機会が保証されるべきである。

周知依頼先と面接の問題は中央の委員会で決められている。意見として伺っておく。

前回，調停協会にも周知依頼してはどうかと発言したが，周知依頼先としての例としてあげたもので，もし，裁判官と接する機会のある人の所属する機関ということになるとたくさんあって，事務処理が大変になるかも知れない。前回，説明者から，裁判官の人事評価についての情報の収集方法として，総務課に窓口を設けて情報を集めるという説明があったが，そのような情報の収集方法の方策がとられるのであれば，周知依頼先を広げる必要はないと思う。

しかし，人事評価の情報が裁判所の資料とされ所長の判断に反映されているということであるならば，地域委員会における外部資料の収集とは趣旨が異なってくるため周知依頼の対象をいかに広げるかの問題は引き続き議論が必要と考える。

(3) 提供された情報の閲覧時期と方法，調査を要する場合の対応について

提供された情報については，庶務から各委員に連絡して高裁総務課で閲覧していただくことにするが，寄せられた情報について，何らかの調査が必要な場合には，委員長と委員長代理で協議して，どのような方法で調査するか，場合によっては委員会を招集することにするかを定めることとしたいがいかがか。

各委員が提供された情報を閲覧して，必要があると判断した場合には，委員会の招集を申し出ることができるようにしていただきたい。

当然そのようになると考えている。必要に応じて，委員長，委員長代理，庶務にその旨申し出ていただきたい。

提供された情報の閲覧時期と方法，調査を要する場合の対応について提案のとおりでよろしいか。

全員 異議なし

(4) その他

司法修習生からの任官候補者についても弁護士会、検察庁などの実務修習庁に対し、周知依頼をすべきであると思う。先ほど、情報提供の周知依頼は行わないとの説明であったが、地域委員会としては少なくとも実務修習庁に対し、候補者の名簿を交付する必要がある。そうでなければ特段の情報があれば受け付けるとされても誰が対象であるかさえわからないままとなる。

修習生からの候補者については、まだ司法修習が終わっていない段階であるので、この名簿が出回るといのは問題がある。また、中央の委員会では、実務修習結果簿で情報が足りているという判断をしている。

司法修習生からの任官候補者については、実務修習結果簿で十分であると言っているが、特段の情報があればこれも受け付けると言っている。委員のいうとおり、誰が候補者かわからなければ、特段の情報を出すのは難しいというのは理解できるし、情報の提供をお願いはしないけど一応候補者を知っておいてもらうことは意味が無いわけではないので、このことについても中央に照会することとしたい。

全員 了承

3 議事要旨について

議事要旨の作成について何か意見があれば伺いたい。

前回の委員からの意見とおり、当面は指名諮問委員会の議事録に準拠した項目で要約して作成し、今後しばらく委員会で議論して一番いい形にしようということではなかったか。

取りあえず素案を作成し、これを各委員に示して、意見を出していただいて、それを参考に再度検討して、委員長の承認で確定することとしたいがよろしいか。

全員 異議なし

議事要旨の体裁は、委員、委員長等を符号で表示し、比較的詳しい内容で作成することにしたいがいかがか。また、ホームページへの掲載を前提に考えた場合でもその体裁で問題がないか。

ホームページへの掲載を考えると、あまり長くないほうが良い。意見を要約した形の方がいいと思う。

配布資料とかは載せる必要がないのではないか。

どのように要約するかは難しい。あまり要約しすぎるとわからなくなってしまう。私としては議事録は生命線であると考えているが、議事を一問一答型で要約することができれば、それについて各委員からの意見が出て、要約方法を見直すことになるのではないか。

確かに、議事要旨をコンパクトにすると何が載っていて何が載っていない

という問題が出てくる。

議論の内容をカットして結果だけであれば比較的容易であるが、やり取りを知らせるということにはならない。議論の流れがわからなくなる可能性がある。

そうすると、第1回の議事要旨の素案として作成した程度の内容が作りやすいということか。

個々のプライバシーに関する事項は載せない訳で、三回目の委員会以降は長いものにはならないのではないか。

いろいろな議論はあるが、第1回の議事要旨として作成した程度のもので今後も作成するという事、配布資料の表示は省くということによろしいか。

全員 異議なし

以上で本日は終了する。